

公益社団法人神戸市民間病院協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人神戸市民間病院協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神戸市に置く。

(剰余金の分配禁止)

第3条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、看護師、准看護師、介護福祉士の養成を行うとともに、神戸市内の民間病院の管理運営に関する調査研究、研修並びに情報提供を行うことにより、病院医療の向上と公衆衛生その他社会福祉の増進に寄与し、併せて民間病院相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 看護師、准看護師、介護福祉士の養成に関する事業
- (2) 民間病院の管理・経営についての指導及び研究に関する事業
- (3) 民間病院の経営者及び従業員に対する研修に関する事業
- (4) 民間病院の従業員の福利厚生に関する事業
- (5) 医師、看護師、准看護師、介護福祉士等医療従事者の職業紹介事業
- (6) 看護師、准看護師、介護福祉士等医療従事者の研修に係る施設の賃貸事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、兵庫県において行う。

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 この法人は、この法人の目的及び趣旨に賛同して入会した、神戸市内の民間病院の代表者(病院の開設者よりその病院の代表者として選任された医師をいう。)をもって会員とする。

2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書を会長(第23条に規定する会長をいう。以下同じ。)に提出し、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理

事の過半数が出席し、出席理事の3分の2以上をもってする理事会の承認を得なければならない。

- 2 入会は、総会において定める入会及び退会に関する規則に定める基準により理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(経費の負担)

第8条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、総会(第12条に規定する総会をいう。以下同じ。)において別に定める額を支払う義務を負う。

- 2 退会又は資格の喪失若しくは除名された会員が既に納付した拠出金品は返還しない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

- 2 前項の規定により、会員を除名したときは、当該会員に対し除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条第1項の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。

- 2 会員が前項の規定により、その資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 定款の変更
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 総会は、定時総会として毎年事業年度の終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の 10 分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、総会の日の1週間前までに、総会員に対して、総会の目的、内容、日時及び場所を示した書面をもって通知を発するものとする。ただし、総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができることを定めた場合には、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、当該総会において出席会員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、会員 1 名につき1個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなけ

ればならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 19 条 理事又は会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 20 条 理事が会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことにつき、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した会員の中から当該総会において選出された議事録署名人の 2 人が記名押印する。

(総会運営規則)

第 22 条 総会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会運営規則によるものとする。

第 5 章 役員等

(役員の設置)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 15 名以内
- (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長とし、3 名以内の副会長を置く。
- 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とする。
- 4 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(役員の選任)

第 24 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 28 条 理事及び監事は、いつでも総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第 29 条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支給することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、総会の決議をもって別に定める。

(名誉会長並びに顧問)

第 29 条の2 この法人に名誉会長並びに顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長はこの法人の歴代会長に就任いただくものとする。
- 3 顧問は、この法人に対し功労があった者又は学識経験者のうちから、総会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 4 顧問は次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について意見を述べること。
- 5 顧問の任期は、第 27 条に定める役員の任期を準用する。

- 6 顧問は、会議の議決に加わる権利を有しない。
- 7 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 8 顧問に関し、必要な事項は総会の決議を経て会長が別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行に関する決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは(監事がその提案について異議を述べたときを除く。)、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第25条第4項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した会長及び監事が記名押印する。

(理事会運営規則)

第38条 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第42条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 事務局等

(事務局の設置)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局の組織及び運営について必要な事項は、理事会の決議をもって別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第46条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

(委任)

第49条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議をもって別に定める。

第12章 附則

(最初の事業年度)

第50条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成25年3月31日までとする。

(最初の事業計画及び収支予算)

第51条 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立時社員の定めるところによる。

(設立時の役員等)

第52条 この法人の設立時の役員は次のとおりとする。

(略)

(設立時社員の氏名及び住所)

第53条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は次のとおりとする。

(略)

(法令の準拠)

第54条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

(附 則)

この定款の変更は、兵庫県知事より公益認定を受けた日から施行する。

(施行期日)

この定款は平成25年2月1日から施行する。

(施行期日)

この定款は令和2年5月28日から施行する。

(施行期日)

この定款は令和7年5月29日から施行する。